

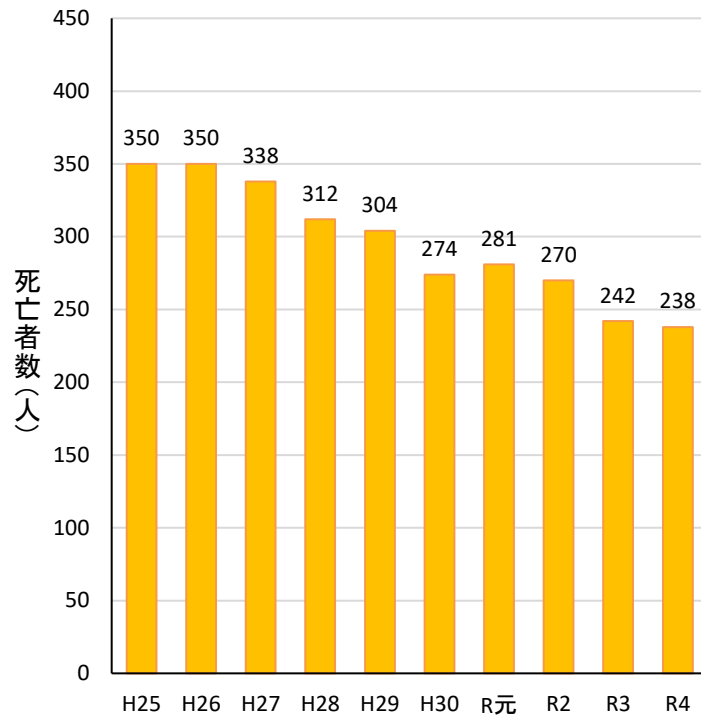
令和 6 年度の農作業安全対策の推進方針について

農林水産省

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

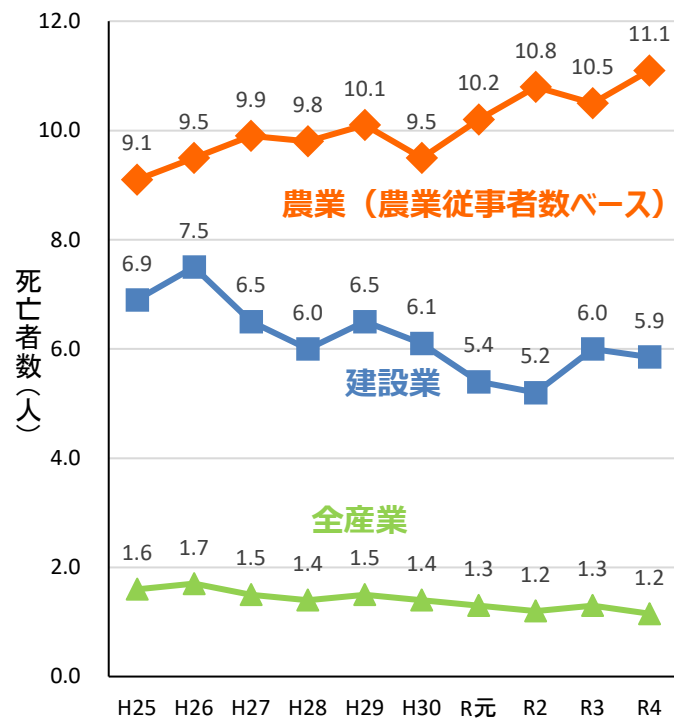
- 令和4年の農作業事故死亡者数は238人であり、前年（令和3年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が86%と極めて、高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



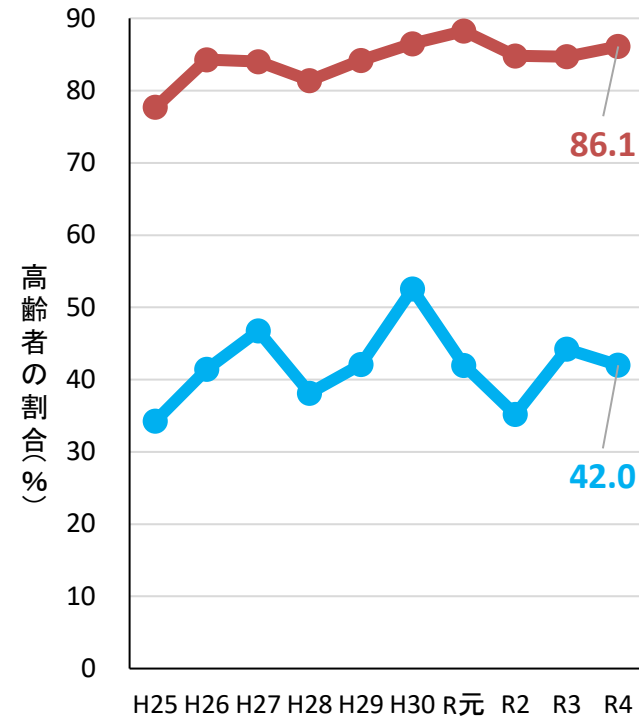
農作業死亡事故調査（農水省）

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

死亡者における高齢者の割合



65歳以上の割合
80歳以上の割合

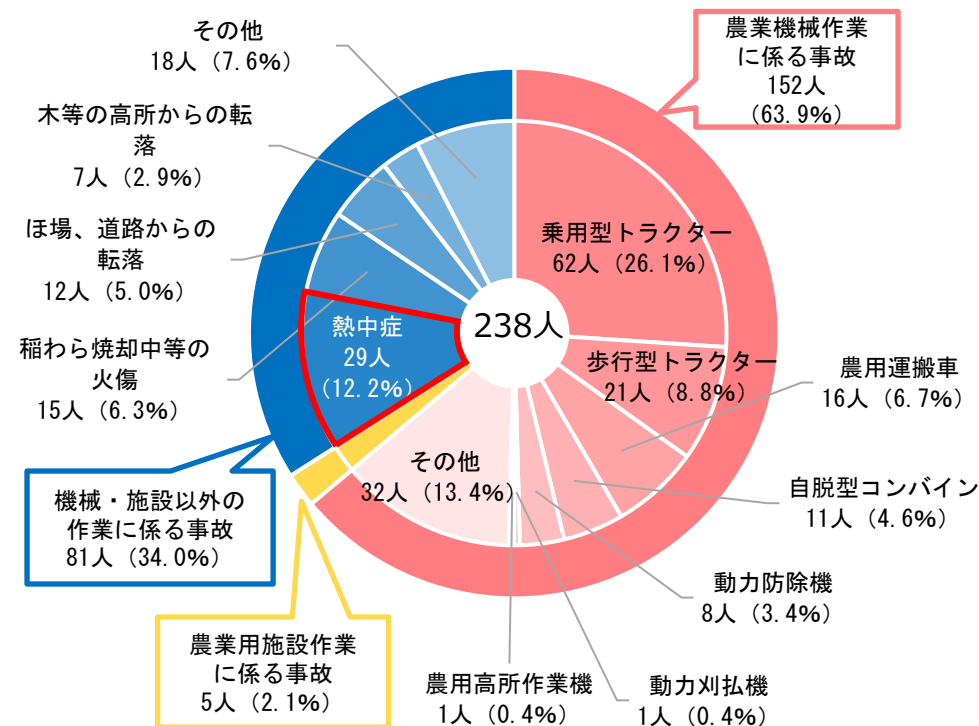
農作業死亡事故調査（農水省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

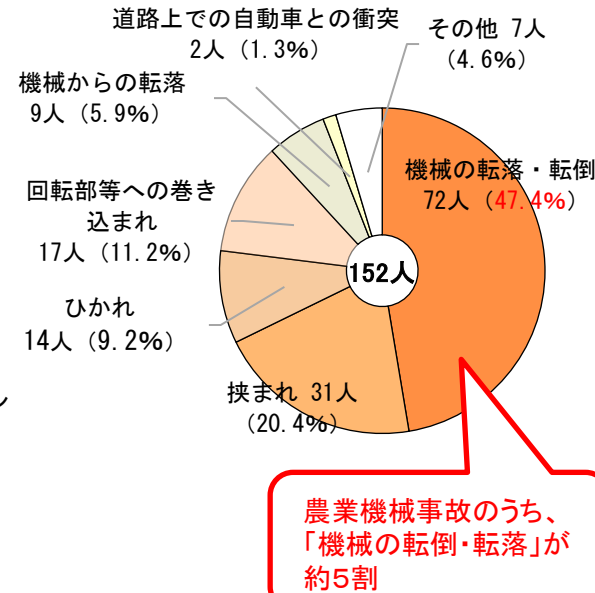
令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が152人（全体の63.9%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が72人（機械事故の47.4%）と約半数を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（全体の12.2%）と最も多く、農作業死亡事故に占める割合も増加傾向にあることから、機械作業対策に加えて、熱中症対策の強化が必要。

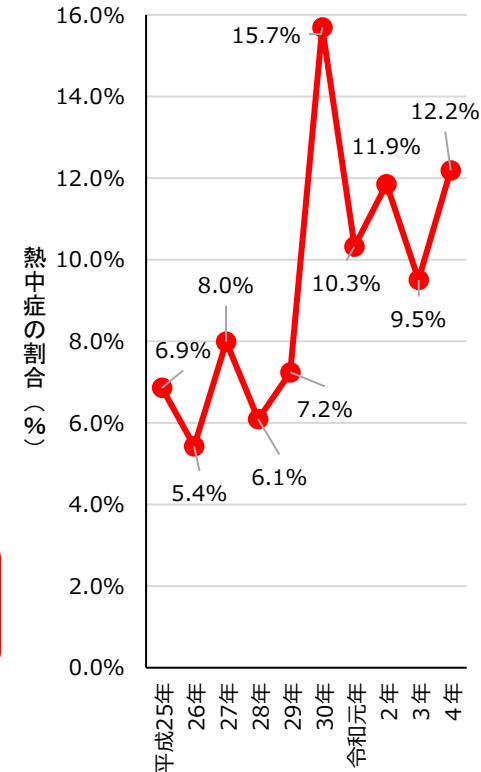
要因別の死亡事故発生状況（令和4年）



農業機械事故による死亡の要因（令和4年）



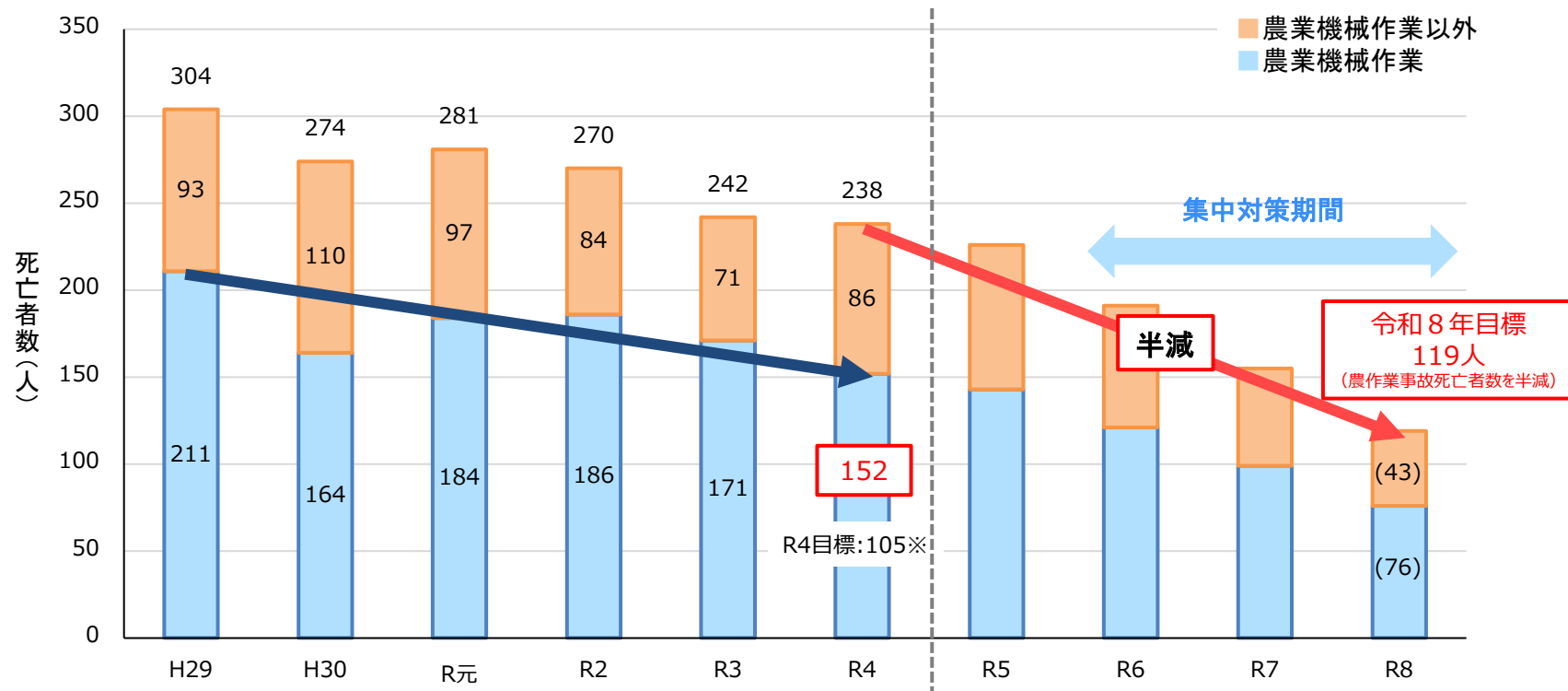
農作業死亡事故における熱中症の割合の推移（平成25年～令和4年）



農作業安全対策の新たな目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までに平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定し、シートベルトの装着促進など集中的な対策を行ってきたが、令和4年の農業機械作業に係る死亡者数は152人となり、減少傾向にはあるものの目標とした水準には達しなかった。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数が増加傾向にあり、死亡事故要因の6～7割が農業機械作業となっている状態が続いていることに加え、熱中症など機械事故以外の死亡者数も減少していない現状を踏まえ、農作業事故死亡者数を今後3年間で直近の件数から半減（238人→119人）することを新たな目標として設定し、集中的に農作業安全対策の強化を図る。

農作業安全対策における令和8年目標



※ 前目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

農作業安全に関する研修の効果分析

- これまでは「農繁期における注意喚起（声かけ）」に重点を置いて農作業安全を推進してきたが目標が達成されなかったことを受け、研修の実施状況と死亡者数の減少との関係を分析。
- 過去の都道府県別の農作業事故死亡者数と都道府県の農作業安全研修の実施状況について分析すると、より多くの農業者に対して研修を実施した都道府県の方が平均死亡者数の減少が大きくなっている。
- 農作業死亡事故者数を今後3年間で直近の件数から半減（238人→119人）するという目標達成には、農作業安全に関する研修の実施強化が重要であると考えられる。

研修による効果の分析

- 平成29年から令和4年の都道府県の平均農作業事故死亡者の減少人数は「**平均1.4人**」であった。
- 令和4年の研修対象人数が100～500人の都道府県では減少人数が「**平均1.1人**」である一方、2,000人を超える都道府県の減少人数は「**平均2.6人**」となっており、減少人数に差が見られた。

農作業安全に関する研修対象人数と死亡者の減少人数

	研修対象人数/人		都道府県平均 (47都道府県)
	2,000人以上 (5道県)	100～500人 (16県)	
農作業事故死亡者の減少人数	2.6人	1.1人	1.4人

※農作業事故死亡者の減少人数は平成29年と令和4年の値を比較して算出。

※研修対象人数は、令和4年実績を基に計算。

※研修対象人数100人以下の都道府県については、適正な集計がされていない可能性を考慮し、計算から排除して分析。

農作業安全に関する研修の実施が
死亡事故予防に有効と考えられる



農作業安全に係る座学研修



農業機械を用いた実践的な研修

令和6年度の農作業安全対策の推進方針

＜重点推進テーマ＞ **学ぼう！正しい安全知識** ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～

＜強化期間＞ **熱中症対策研修実施強化期間**：令和6年5月1日～7月31日（3ヶ月間）

農作業安全研修実施強化期間：令和6年12月1日～令和7年2月28日（3ヶ月間）

＜推進目標＞ 全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増加

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

- 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の研修・講習等を行うことを重点的に推進する。
- 研修・講習等については、単独で開催するだけでなく、既存の会議等に農作業安全の要素を付加することで、正しい知識の提供を行う取組も積極的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農作業安全研修実施強化期間			

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

熱中症対策研修実施強化期間

- 近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における熱中症による死亡者の割合は増加傾向にあり、令和4年の機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（12.2%）と最も多く、熱中症対策の強化が急務。
- このため、初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、暑さが本格化する前から研修の実施や注意喚起による熱中症対策の徹底を図る。

熱中症対策の推進

- ・ 「熱中症対策研修実施強化期間」において以下を実施する。

1. 熱中症対策に係る研修

全ての農業者を対象とし、熱中症に係る単独研修に加え、各研修等に熱中症対策に係る研修を追加するなど、「+熱中症対策」による研修を実施。

具体的には、農林水産省が作成する研修コンテンツ等を活用し、冷却ドリンクやファン付きウェアなどの「熱中症対策アイテム」の活用方法や、チェックシートによる自己点検方法の周知の実施を推進。



農林水産省作成 熱中症対策に係る啓発資料

（左：熱中症対策アイテム一覧 中央：熱中症対策チェックシート 右：パンフレット）

2. 熱中症対策に係る注意喚起

地域で作成している広報誌や新聞、行政SNS、農林水産省が配布している熱中症対策ステッカー等を用いた注意喚起を実施。



熱中症対策ステッカー

農林水産省つくば館における研修

- ・ 農林水産研修所において熱中症対策等に関するオンライン研修を実施。
- ・ 令和5年度は研修を2回実施しており、令和6年度も6月頃に実施予定。

研修内容（令和5年実績）

研修項目	内容
農作業における熱中症の発生状況と対策について	熱中症の発生状況と現状の取組（熱中症アラートと運動している MAFF アプリの活用等）
効果的な水分補給について	健康で過ごすための睡眠・栄養・水分補給についてトピックスとして深部体温に着目し解説
今年の夏の天候見通し	気象庁の中・長期予報による今年の夏の天候について解説
熱中症の予防と救命のための身体冷却法	熱中症の4つの病型とその発症メカニズム、予防法、応急処置

農作業安全研修実施強化期間

- 農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）を農作業安全研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施する（実施時期は都道府県や地域毎に変更可）。
- 「農作業安全研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとして、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の「基礎研修」の実施を基本とし、必要に応じて農業機械の操作方法についての研修（実践研修）を農作業安全に関する指導者を活用して実施する。

基礎研修

全ての農家を対象とした、共通して身につけておく必要のある知識を習得するための研修であり、農林水産省が提示している研修コンテンツ等を活用した、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るもの。

参考：令和5年基礎研修用資料



実践研修

基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした研修。研修参加者が自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す対話型研修に加え、農業機械の実技演習やほ場の危険個所のマーキングなど、より実践的な知識や技能の習得を図るもの。

実践研修のイメージ①

対話型研修

実際の事故事例や改善事例を参考に、研修担当者との対話を行い、安全対策のアイデアを出しながら農作業安全対策目標を策定することで、研修参加者が自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す研修。



対話型研修実施の様子

なお、本研修の手法習得のための研修はつくば館で実施中。

実践研修のイメージ②

農業機械の適切な操作方法に係る研修

実際の乗用型農業機械（乗用型トラクター、コンバイン、スピードプレーヤーなど）を利用した農業機械の転落・転倒を防止する観点から操作方法を実技形式で指導する研修。

- ・ ほ場への適切な進入方法・退出方法
- ・ ほ場際での作業方法
- ・ 農道の安全な走行方法など…



ほ場への進入時退出時の操作方法の講習イメージ

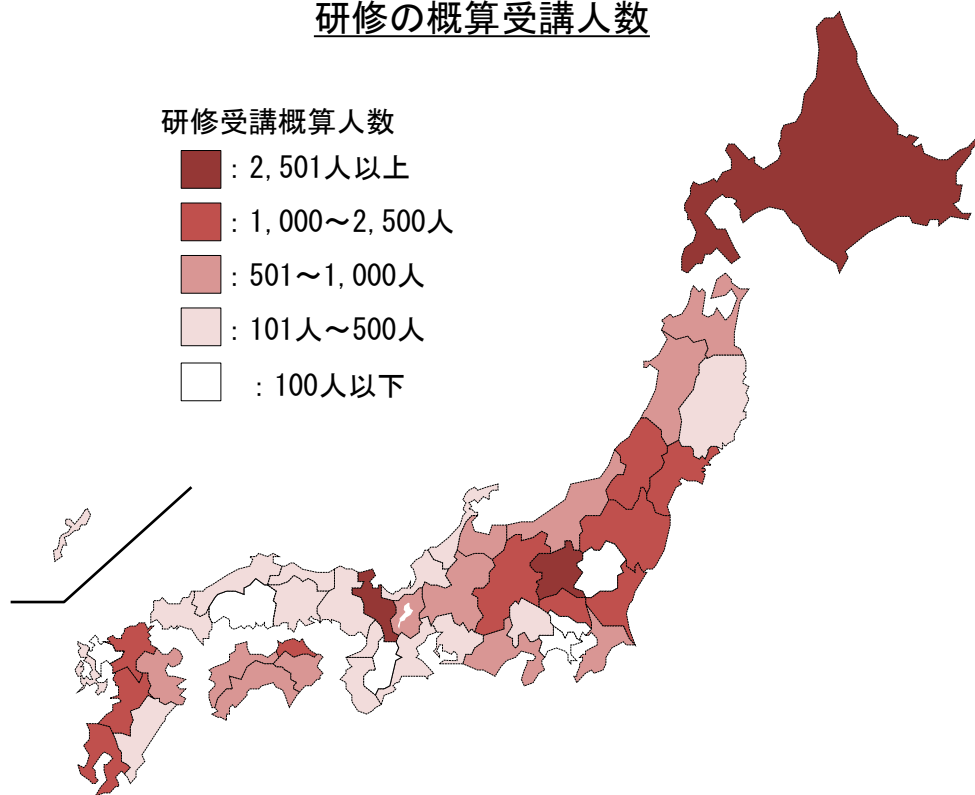
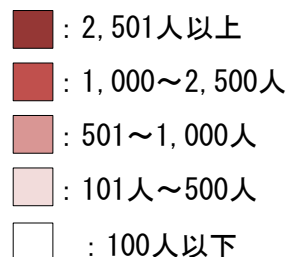
令和5年における研修の実施と農作業安全に関する指導者の育成

○令和5年は基礎研修と実践研修の概算合計受講人数は約5万人（令和4年は約47,000人が受講）

○令和6年2月現在、全国に約5,300名の「農作業安全に関する指導者」が育成されているが、地域で実施されている研修の約55%でしか活動できていない状況

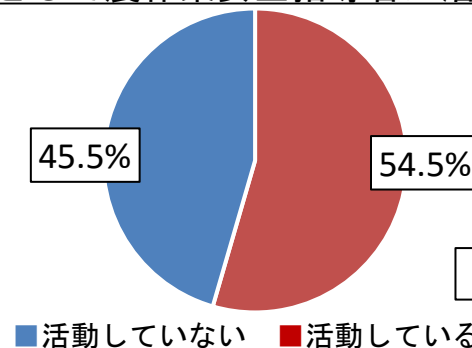
研修の概算受講人数

研修受講概算人数



研修の概算合計受講人数 約5万人

講師として農作業安全指導者が活動した研修の割合※



令和4年の活動実績：約45%

※開催を予定している研修（農作業安全指導者以外、講師が未定のものを含む）のうち農作業安全に関する指導者の活動割合を表す。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	2,449
農業者団体	1,559
農業機械メーカー、販売店	616
農業機械士	148
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	82
その他(GAP指導員等)	311
合計(人)	5,287

注) 令和6年2月現在

農作業安全に関する指導者の育成と活動の推進

- 農作業安全研修について、正しい知識の提供・より質の高い研修内容のため、「農作業安全に関する指導者」の育成及び活動を推進。
- 農作業安全研修において農作業安全に関する指導者の活用を促すため、県内、地域内の研修等をリスト化した「研修会リスト」の作成と「農作業安全に関する指導者リスト」の整備を行い、関係機関での共有を進める。

指導者の育成

「農作業安全に関する指導者（以下、指導者とする）」とは、令和3年度に（一社）日本農業機械化協会等が実施した研修及び令和4年度以降農林水産研修所つくば館で実施している育成研修を受講した者である。

指導者は農作業安全に関する適切な知識を持ち農作業安全研修の講師になり得る者であり、指導者の育成及び活動の推進によって、研修内容の質の向上が期待される。

令和5年度は6回実施していた指導者育成研修については、令和6年度は7回の実施を予定。

また、指導者の更なるスキルアップのため「対話型研修実施手法習得コース」を6月と12月に実施予定。

「農作業安全に関する指導者育成研修」実施予定

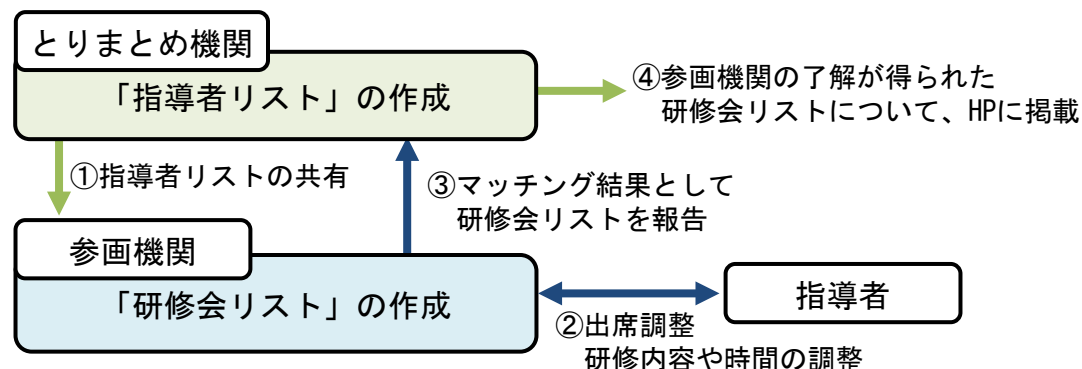
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
5月下旬	6月中旬	7月中旬	8月下旬	10月中旬	11月中旬	12月上旬

※具体的な日程については、後日、農林水産研修所つくば館より公表予定

指導者が行う基礎研修の拡大方策

- 指導者が行う基礎研修の拡大に向け、都道府県のとりまとめ機関による協議会内の「指導者リスト（名簿等）」の作成・共有を行い、参画機関による指導者とのマッチングを推進。
- また、協議会参画機関による農作業安全に関する内容を盛り込むことができる「研修会リスト（「+安全」の会議を含む。）」の作成・報告を基に「研修会リスト」のうち、広く参加者を募集できるなど主催者の了解が得られたものは、とりまとめ機関のホームページ等での周知を推進。

指導者リストと研修会リストの活用イメージ



(参考) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

- 農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金などの交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。
- 「農業経営体向け」のチェックシートでは、チェック項目として、「正しい知識に基づく作業安全に努める」ことを求めており、解説書では取組み例として、「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努めることとされている。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

チェックシートのひな形 (抜粋)

最低限行うべき取組 (例)

- | | |
|---|--|
| ☒ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 | → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる |
| ☒ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 | → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる |
| ☒ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 | → 周辺環境への影響を最低限にする |
| ☒ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 | → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ |

☐ ⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。
- ・正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

チェックシートの解説書 (抜粋)

その他の取組（農業者への注意喚起（声かけ）の実施）

<取組実績>

- 令和5年農作業安全確認運動において、各参加主体が乗用型トラクター等の転倒・転落対策を促すため、事故防止対策、被害軽減対策について注意喚起を実施。

<取組方針>

- 引き続き、農業者の安全意識を向上させるため、農業指導等の対面での注意喚起を実施。
- 上記に加え、チラシや広報誌、SNS、ラジオ放送、有線放送等の媒体を活用した非対面での注意喚起も実施。

（都道府県）

- ・普及活動における注意喚起
- ・会議、集会等における注意喚起
- ・メディアを活用した注意喚起

（農機メーカー）

- ・農業機械の展示会や販促イベント等の場を活用して注意喚起
- ・農業機械の整備・点検時等の注意喚起

（生産者団体）

- ・栽培講習会等、会議・集会での注意喚起
- ・広報誌等を活用した注意喚起
- ・農家訪問時やほ場巡回時等の注意喚起
- ・窓口、直売所等での注意喚起

（市町村）

- ・会議、集会等における注意喚起
- ・窓口に来た農業者に対して注意喚起
- ・防災無線、広報誌、メディアを活用した注意喚起

（農機販売店）

- ・販売会等の場を活用して注意喚起
- ・農機の販売、整備・点検や下取り時に、安全な農業機械の使用方法的説明と併せて注意喚起



農業者

（その他関係団体）

- ・地域で開催される交通安全イベントや熱中症イベント等の関連イベントにおける注意喚起
- ・GAPの研修・指導時における注意喚起

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

オリジナルステッカーの配布やポスター募集・配布を行うことで、農業者へ農作業安全について周知。

【令和5年実績】

- 転落・転倒事故への注意を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布（総数50万枚）
- 重点推進テーマに即したポスターを募集。（4～6月募集・8月表彰、全国へ配布）



農作業安全ステッカー



令和5年農林水産大臣賞

その他の取組（都道府県・地域単位の推進体制の強化）

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」の都道府県が、前回調査では8道県であったのが、11道県に増加（山梨県、長崎県、沖縄県で新たに設置）。

<取組方針>

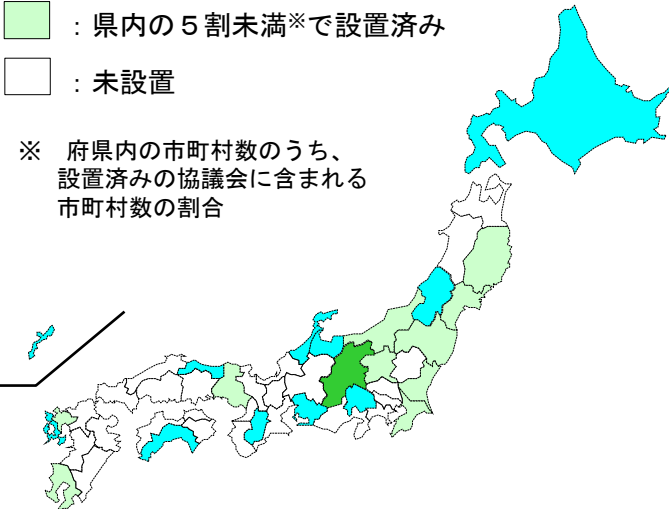
- 死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和5年11月時点)

全体の3割以上の市町村で設置

- : 道県内全域で設置済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【設置を検討している府県】
青森県、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県

【参考】
【地域段階の協議会の設置例】
(1) 設置の範囲
・ 市町村単位
・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
(2) 設置母体
・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生（活性化）協議会等
・ 農作業安全単独の協議会を設置

都道府県別農作業事故死亡者数

都道府県名	4年		
北海道	13	大阪	-
青森	8	兵庫	7
岩手	14	奈良	-
宮城	10	和歌山	-
秋田	6	鳥取	-
山形	-	島根	-
福島	-	岡山	7
茨城	6	広島	8
栃木	6	山口	4
群馬	6	徳島	-
埼玉	7	香川	4
千葉	4	愛媛	5
東京	-	高知	-
神奈川	-	福岡	5
山梨	-	佐賀	-
長野	12	長崎	6
静岡	5	熊本	10
新潟	8	大分	8
富山	-	宮崎	6
石川	-	鹿児島	16
福井	-	沖縄	-
岐阜	7	全国計	238
愛知	5		
三重	-		
滋賀	-		
京都	-		

注： 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
2 事故者数が0～3人の都道府県は「-」で示している。
3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡届票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。

その他の取組

(労災保険特別加入の促進、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範やGAPの周知・実践)

<取組方針>

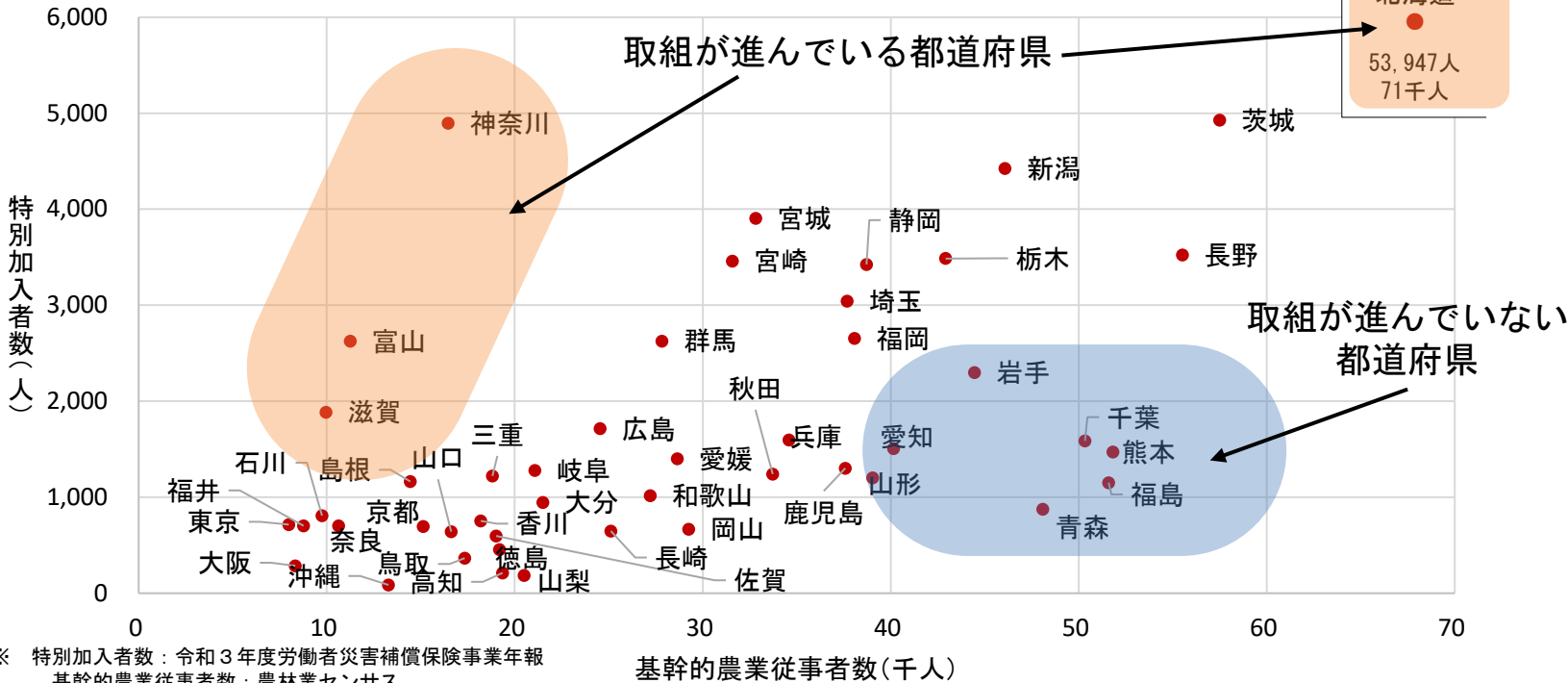
- 農業者が具体的な対策を講じられるよう、引き続き、**作業安全規範やGAPの周知・実践**を働きかけ。
- 農業者の労災保険特別加入者数は近年横ばいで推移しており、都道府県別の加入状況には地域差がある。
- 農作業安全に関する農業者の意識向上のため、ステッカーやポスターなどの啓発資材を用いた周知活動を推進。

【労災保険特別加入者数の推移（農業）】

H28	H29	H30	R元	R2	R3
128,947	129,339	129,291	128,784	128,292	130,284

(単位：人)

【都府県別の基幹的農業従事者数と特別加入者数】



その他の取組（農作業事故情報の収集・分析）

令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月報告するとともに、調査結果をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。

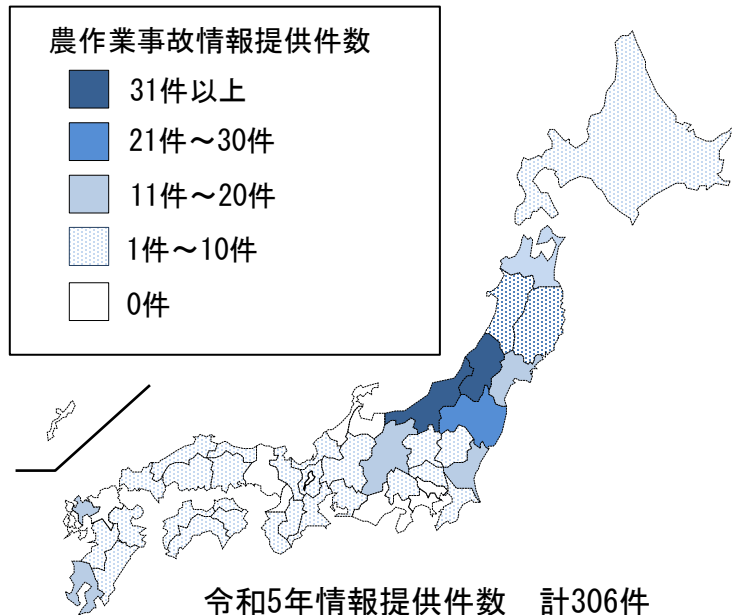
<取組実績>

- 令和5年における都道府県等からの農作業事故情報提供件数は306件。
- 報告結果の速報とその結果を踏まえた事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への注意喚起をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。

<取組方針>

- 都道府県等からの農作業事故情報提供件数は、令和3年は366件、令和4年は321件、令和5年は306件と年々減少傾向。
- 情報収集・分析のため、令和6年はこれまで以上に事故情報の収集を進める**とともに、地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

令和5年農作業事故の都道府県別提供状況



情報数が多い都道府県の報告体制

- ① 県の出先機関が現場の情報を収集することに加え、県中央会とも連携・情報共有を行うことで状況把握に努めるとともに、新聞等からもデータを収集・確認し、報告を作成している。
- ② 事故が起きた際に、市町村がJA等を確認するなどして報告を作成することに加え、一部市町村では医療機関からも報告をもらえる体制を作っている。

MAFFアプリや農林水産省HPでの毎月の公表例

令和5年12月に発生した農作業死傷事故
2月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル:
野焼き、必要ですか？

12月に発生した農作業死傷事故
2月のワンポイント
～野焼き、必要ですか？～

<12月に発生した農作業死傷事故:7件>
うち農業機械作業に絡むもの:4件
○12月は7件の死傷事故が報告され、うち3件が死亡事故でした。

○また、農地の一部を燃やす農作業事故が報告されています。いずれも農機運転中に作物等の投入部に葉や茎を巻かれ、回転部に巻き込まれたものでした。農機停止で葉が切れた場合、着火し、エンジンが止まる基本を確認しましょう。

<2月のワンポイント>
○直近5年間の農作業死傷事故では、毎年平均6名の方が野焼きで亡くなっています。野焼きは、法律で原則として禁止されており、危険性も高いことから、「野焼き禁止」という通達が出されています。もう一度確認しましょう。

○野焼きを行われる場合も、必ず事前に、火をつけた後に、「野焼きチェック項目」を確認していただくこと、必ず確認してください。

野焼きチェック項目

- ☐ 事前に防火帯に連結する
- ☐ 延焼を防ぐ機材をつくる
- ☐ 火災予知を確認する（風速は上がりやすい、火の勢いは強いなど）
- ☐ 火源など燃やす草や木を事前に確認する
- ☐ 119番通報（火災発生時）
- ☐ 緊急時の携帯電話/スマートフォンを持つ
- ☐ 消防車で作業する
- ☐ 着火バーナーに燃料切れがないか確認する
- ☐ 燃焼タンクなど火のあそびがあるものを離れる
- ☐ 消火用ハシを準備する

作業前に水の汲み置きを準備

雇入れ時教育の省略規定の廃止

- 労働安全衛生法第59条第1項において「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」旨を規定（雇入れ時教育）。
- 雇入れ時教育の実施に当たり、農業については、これまで機械の取扱い方法等の一部項目を省略することができることとされていたが、今般、この省略規定が廃止され、令和6年4月1日より全業種で義務化（施行）されることとなった。
- 農業においては、未熟練労働者の労働災害の発生割合が「全産業平均」や「製造業」と比べて高い状況であったことから、今般の義務化と取組の徹底を通じて労働災害の発生件数の減少が期待されること。
- 農林水産省では、現在、雇入れ側農家向けの「教育資材」と雇われ側農家向けの「リーフレット」を作成中であり、速やかに農業現場への周知を図っていくこととしている。

雇入れ時教育の拡充（全業種で省略規定廃止）

〔雇入れ時教育の項目〕

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和6年4月1日から省略規定が廃止され、
全業種に義務化

【これまでも省略できなかった業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、
清掃業、製造業、電気業、
ガス業、熱供給業、水道業、
通信業、各種商品卸売業、
家具・建具・じゅう器等卸売業、
各種商品小売業、
家具・建具・じゅう器小売業、
燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、
自動車整備業、機械修理業

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

労働安全衛生法雇入れ時教育に関する教育資材について

- 雇入れ時教育を行う際に、雇入れ側の農家が用いる「教育資材」を農林水産省の委託事業を通じて（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会において作成中であり、今年度中に農水省HPに掲載予定。

農業用「教育資材」作成のポイント

- ・ 農業の知識がない労働者にも簡単に理解してもらえる資料とすること。
- ・ 雇入れ時教育の項目ごとに、安全に農作業を実施するために必要となる事項をまとめること。
- ・ 特に気を付けるべき危険な作業は、挿絵や写真を充実させる等、現場の安全向上に資する内容とすること。
- ・ 事業者が労働者に教育を実施するに当たり、参考となる解説資料も作成すること。

(参考) イメージ図



(参考) 令和5年の取組内容

<令和5年のテーマ> **徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策**

【事故防止対策】 ほ場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践

【被害軽減対策】 シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用

<運動期間> **春**：令和5年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

秋：令和5年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への注意喚起運動

農業機械の転落・転倒対策の実践を促すため、農業指導、講習会等の直接的な注意喚起だけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「注意喚起」を実施。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人からの注意喚起フレーズ」の周知を行う。

② 研修を通じた転落・転倒対策の徹底

すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を推進。

その他の継続的に推進する取組

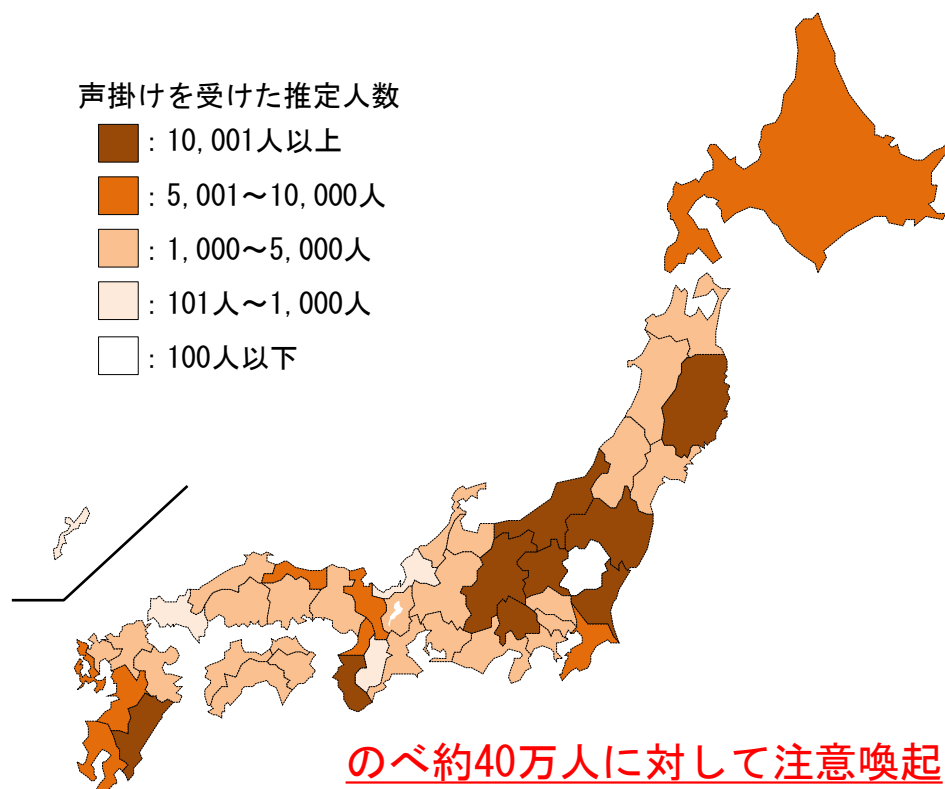
- ① 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ② 農作業事故情報の収集・分析
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑤ 労災保険特別加入の促進
- ⑥ 熱中症対策の推進

(参考) 令和5年における取組実績① (農業者への注意喚起運動)

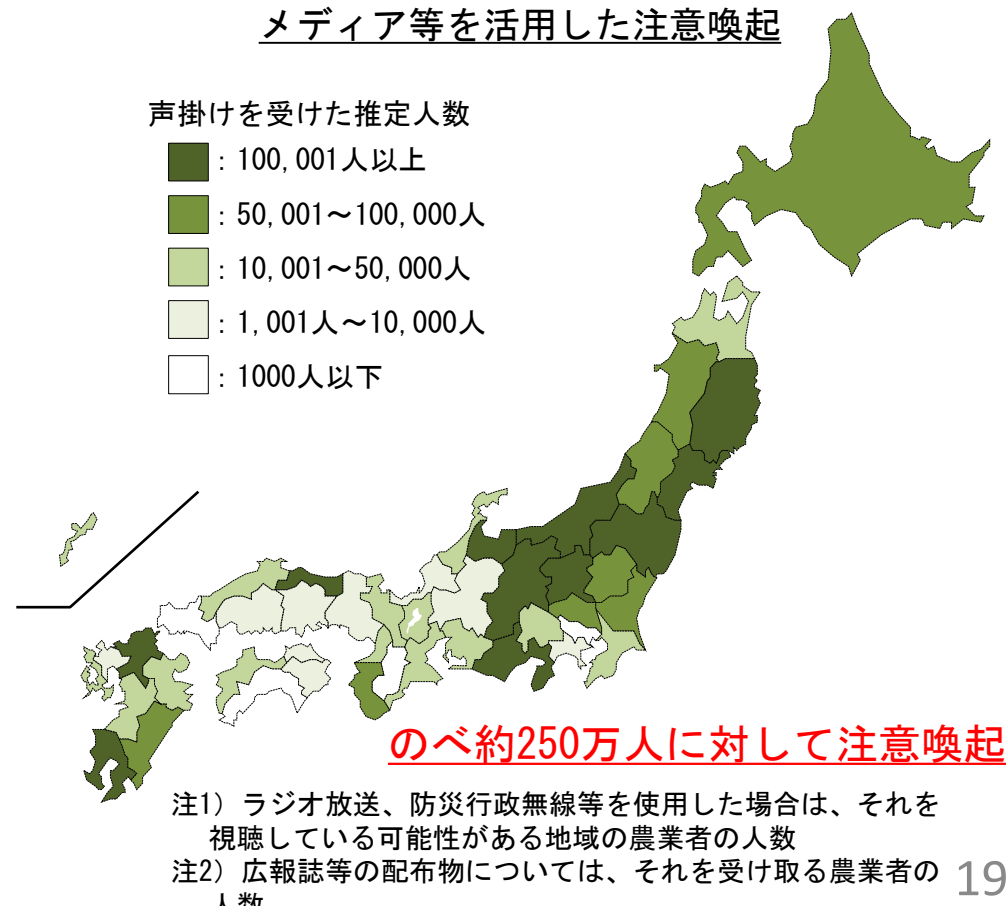
- 令和5年農作業安全確認運動において、各参加主体が乗用型トラクター等の転倒・転落対策を促すため、事故防止対策、被害軽減対策について注意喚起を実施。
- 農業指導、講習会等での注意喚起に加え、メディア（SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等）を活用した農業者に対する注意喚起を実施

令和5年 農作業安全確認運動における「注意喚起運動」の取組状況

人から人に対しての注意喚起（農業指導・講習会等）



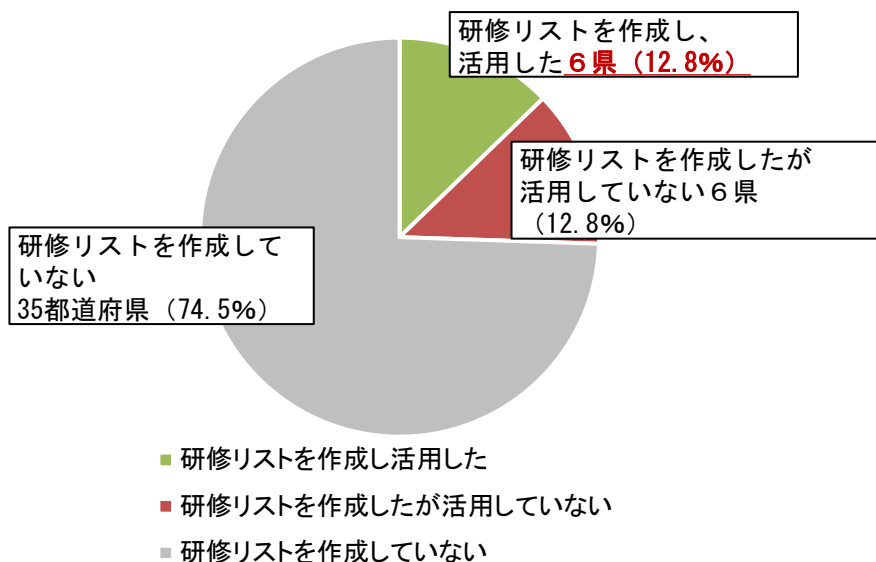
メディア等を活用した注意喚起



(参考) 令和5年における取組実績② (研修リストの作成)

- 令和5年の農作業安全確認運動において、地域における研修時に農作業の安全に係る指導者の活用を目的として、地域で予定されている会議・会合等を取りまとめた研修リストの作成を推進。
- 最終的に研修リストを作成し、ウェブサイトへの掲載または関係機関へ共有したのは6県のみ。
- 全国的に農閑期となる11月～2月に行われる農作業安全に関する項目を含む研修、講習会等を取りまとめ、農林水産省HPに公表。

研修リストを作成した都道府県の共有、公表の状況



- 作成率及び活用率が低いことを受け、研修リストのあり方を見直し、指導者と研修のマッチングではなく、地域における研修の可視化を目的とするリストの作成を検討。

令和5年度農閑期（11月～2月）における農作業安全研修一覧

- 研修リストの公表が進んでいない現状を受け、農林水産省で各都道府県の研修状況を取りまとめ、HPで公表するとともに、農作業安全に係る研修の受講を推進。
- 今後は各都道府県協議会等で同様の内容を取りまとめ、HPで公表いただき、農作業安全の推進を図る。

12月のワンポイント
農作業安全研修に参加してみませんか。

11月～2月に実施される研修一覧
(一部)

[illegible]

(参考) 令和5年における取組内容③ (熱中症対策)

- 5月から9月を「熱中症対策強化期間」として位置づけ、ウェブサイトやSNSによる啓発活動を実施。
- 「熱中症対策強化期間」において、各都道府県協議会等で定められた取組方針に基づいた声かけ、研修等に加え、ラジオ放送、広報誌等を活用した農業者に対する啓発活動を推進し、**現場への熱中症対策を強化**。
- 熱中症対策に係る消費者等への普及啓発のため、産業界と連携し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発を実施。

熱中症対策強化期間

- 「熱中症対策強化期間」を設定し、都道府県推進協議会等による熱中症対策の推進を図るため、啓発資料等を作成。
- オリジナルキャラクターを用いた熱中症対策パンフレットのほか、人気キャラクターの「仕事猫」とのコラボステッカーを全国に配布。

※パンフレットについては外国語版※も作成。



熱中症対策に係る啓発資料
(左：パンフレット、右：情報集)



熱中症対策ステッカー
(約42万枚配布)

産業界との連携

- 株式会社コメリと連携して熱中症対策ポスターを作成し、店舗の熱中症対策アイテム売場において掲示



株式会社コメリと農林水産省が連携して作成した熱中症対策ポスター



コメリ店舗の熱中症対策アイテム売場において、熱中症対策ポスターを掲示

＜対策のポイント＞

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**熱中症対策の啓発資材の作成・普及**及び**農作業安全に係る研修資料の作成**を行います。

＜事業目標＞

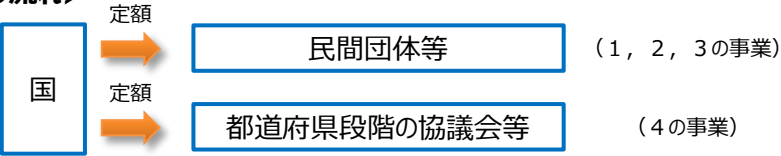
農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

- 1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及
農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用、声かけ運動等を啓発したパンフレット、事例集を作成し、研修会・セミナーの開催により効果的な啓発・普及を図ります。
- 2. 農業機械の追突事故防止対策の普及
乗用型トラクターの交通事故の発生抑制及び被害軽減のため、追突事故防止に活用される反射板等に係る実証等を通じて効果的な追突防止対策の普及を図ります。
- 3. 営農類型別の研修資料の作成
農作業安全に係る研修を効果的に行うため、営農類型別に農作業安全のための普及啓発資料を作成します。
- 4. 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援
都道府県段階の推進協議会等による研修の実施を支援します。

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント 20（21）百万円
農業機械の安全性能評価に係る試験・評価手法の確立に向けて、新機種における事故発生時の安全性能評価等を行うためのデータを収集し、農業機械の安全性適合範囲の評価基準を作成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及
啓発資材の作成アンケートの実施
研修の実施
防除・草刈など、農作業毎の特徴を踏まえた最適な熱中症対策アイテムの選定目安の提示
- 2. 農業機械の追突事故防止対策の普及
夜間における後方からの視認性に係る実証等を行い、事故防止効果を検証
- 3. 営農類型別の研修資料の作成
営農類型別に農作業安全対策をとりまとめ、啓発資料を作成

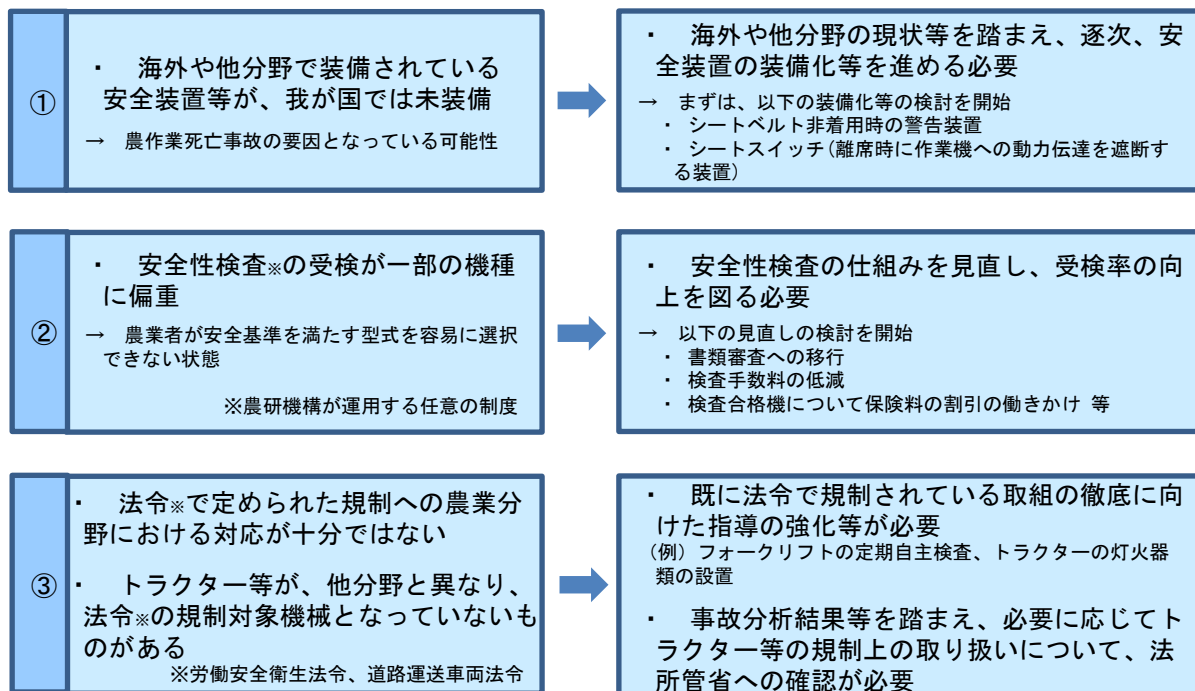
(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

- ① 試験手法の確立
＜事故発生時の安全性能評価＞
墜落抑止用器具 非常停止装置
＜予防安全性能評価＞
転倒角試験 自動停止装置
データ収集
試験手法の策定
- ② 評価手法の確立
収集したデータ
○○性能評価 △△性能評価 ××性能評価
評価基準の策定

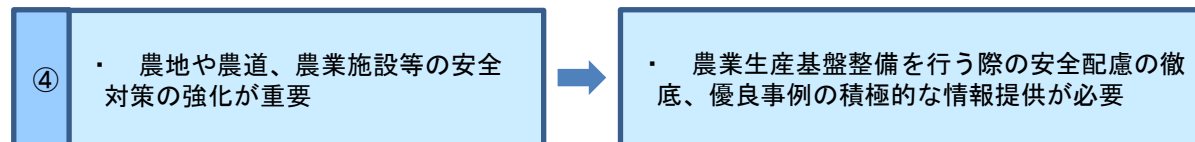
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

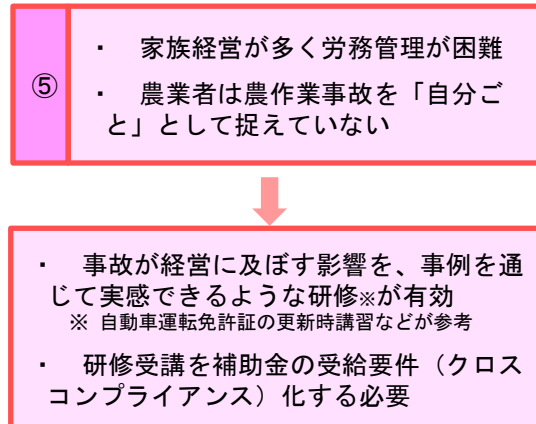


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

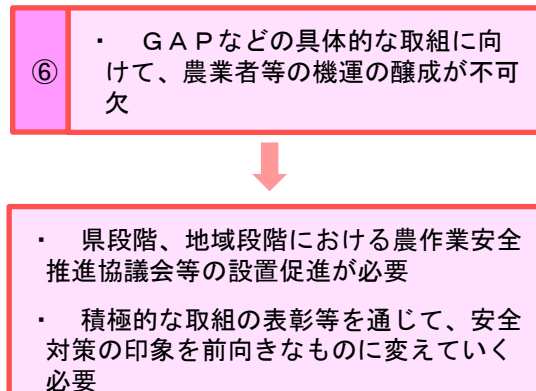


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



(参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和5年12月18日に第8回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①新たに開始する農業機械の安全性検査の検討状況、②農作業安全に関する関係法令をめぐる動きを報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

農業機械における新たな安全装備の検討状況

- 乗用型トラクター（R7年度から適用）
 - ・シートベルトリマインダー（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
 - ・作用部のインターロック機能（車両が停止している際の離席によりPT0軸の駆動が停止）
- 自脱型コンバイン（R9年度から適用）
 - ・作用部のインターロック機能
 - ・手こぎ作業時に対してインテンション装置（必要に応じて、インターロック機能を無効化できる装置）を備えた場合の、手こぎ部の即時停止装置
- 乗用型田植機（R9年度から適用）
 - ・作用部のインターロック機能
 - ・歩行運転における自動速度けん制装置
- 歩行型トラクター（R9年度から適用）
 - ・歩行運転における自動速度けん制装置
- スピードスプレヤー
 - ・抜本的な安全構造に転換するための基準設定等に向けた対策の骨子を確認（令和9～11年度の運用開始を目指す）

関係法令をめぐる動き

- 道路運送車両法令
 - ・乗用型トラクターへのシートベルトの備え付け及び着用を義務化することが有効であると考えられるため、今後、義務化に向けて、農水省からメーカー、団体、警察庁及び国土交通省に相談。
- 労働安全衛生法令
 - ・雇入れ時教育の省略規定が廃止され、令和6年4月1日から農業を含む全業種で義務化。農林水産省で教育資材を作成し、令和5年度中に公表予定。
 - ・厚労省において、「農業機械の安全対策に関する検討会」が開催され、法令における規制の必要性や具体的な安全対策について議論。

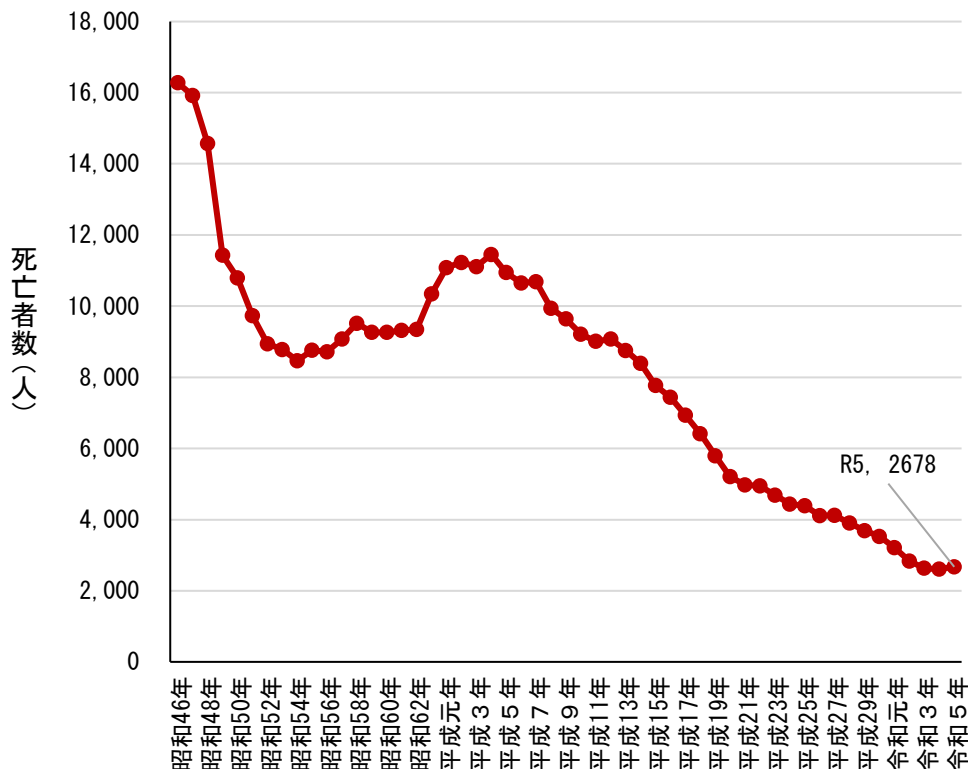
安全性検査制度の見直し

- 新基準における対象機種・開始時期
 - ・乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、乗用型田植機、乾燥機の5機種を対象とし、令和7年4月から開始。
- 製品アセスメント
 - ・年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある「農用運搬車」を1機種目として選定。
 - ・農用運搬車の主な事故原因（「転落・転倒」「ひかれ」）を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法を開発。令和5年度に製品アセスメントを実施。

(参考) 交通事故の発生状況について

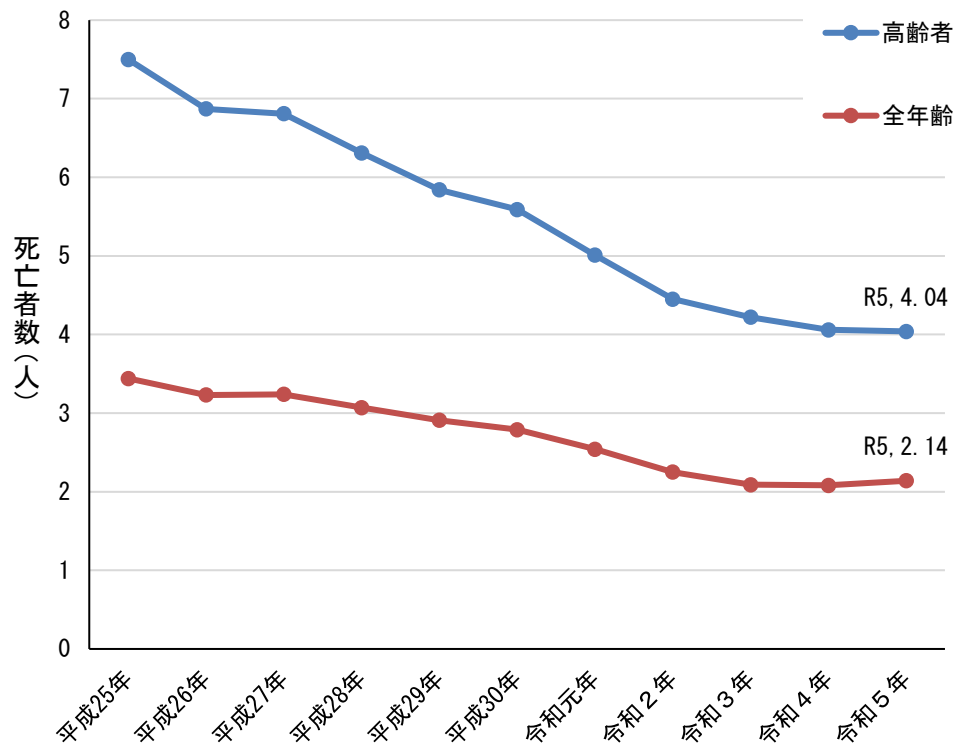
- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（7.5人→4.04人）。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和5年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和5年中の交通事故死者数について」（令和6年1月4日）より

人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移（平成25年～令和5年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和5年中の交通事故死者数について」（令和6年1月4日）より